

## 「県中地域のときめき出会い創出事業」業務委託仕様書（案）

### 1 業務名

県中地域のときめき出会い創出事業

### 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

### 3 業務の目的

県中地域は、様々な分野の大学や専修学校が立地しているほか、製造業を中心に多くの企業が立地し産業集積が進んでいる。魅力ある持続可能な地域社会を目指し、将来を担う若者に福島に暮らし、働き続けてもらうため、若者・女性等が望むライフスタイルを実現し、定住促進やUターンを促進するとともに、その受け皿となる企業や地域の意識改革を図ることを目的とした業務である。

### 4 委託業務の主な内容

本委託業務では、下記に記載する授業、セミナー及びツアー（以下、「イベント等」という。）の実施に係る企画・広報・準備・関係者との連絡調整・実施・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、事業の運営にあたっては県及び関係機関等の要望に沿って、イベント等を実施すること。

### 5 委託業務の実施内容

#### （1）大学生と若手社会人ロールモデルとの交流授業

##### ア 開催日

令和8年2月までの間、2回以上

##### イ 会場

県中管内の大学キャンパス内

##### ウ 内容

大学生を対象として、県中管内の企業で働くロールモデルとなる若手社会人との交流授業を実施。主な内容については以下の通り。

（ア）実施大学及び委託者と協議の上、県中管内の企業で働く若手社会人を招聘

（1回の実施につき、6社12名程度を想定）

（イ）県中管内の企業等で働く若手社会人による仕事内容や働き方の魅力が伝わるプレゼンテーション企画

（ウ）大学生が企業等への関心や就職意欲を高め、積極的な発言や交流を促すグルー

プワークや交流企画

- (エ) 若手社会人と大学生間の活発な意見交換など、参加しやすい授業展開を促す司会やコーディネーターなどの配置
- (オ) 実施大学のキャリア教育や地域貢献（地域課題の解決）につながるコンテンツ
- (カ) 授業実施後に取組を広く周知する広報（テレビ、SNS等）
- (キ) 広報の際は、大学生や企業等のプライバシー、著作権、肖像権等に配慮したうえで実施すること
- (ク) 参加した大学生及び若手社会人へのアンケート実施と分析評価
- (ケ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツ

(2) 一人ひとり自己実現できる令和の意識改革セミナー

ア 開催日

令和8年2月までの間、1回以上

イ 会場

県中管内（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう。以下「県中地域」という。）のうち集客が見込まれるいずれかの場所、または委託者が指定する場所

ウ 内容

企業・団体や行政職員、地域住民一般を対象として、若者・女性をはじめ誰もが暮らし、働き、輝ける地域をつくる令和の意識改革セミナーを実施。主な内容については以下の通り。

- (ア) 集客が期待できる話題性の高いセミナーとするため、委託者と協議の上、以下例のような幅広い分野の専門家や有識者、著名人、一般県民等を招聘

(例) ①子育てに関する著名人、タレント

(福島県と関わりがあり、子育て世代に訴求力が高い著名人やタレント)

②プレコンセプションケア等に関する保健医療分野の専門家

(産婦人科など医療関係者を想定)

③働き方改革の先進事例となる企業等

④アンコンシャスバイアスに関する専門家

⑤アンコンシャスバイアスが強い職業に就く一般県民

(保育士、看護師、消防士、運転士等)

- (イ) 聴衆が暮らしの中にあるアンコンシャスバイアス解消の重要性について楽しく理解するため、老若男女が身近に実践できるアイテム等を活用した企画（時短料理や簡単掃除術、グッズなどの紹介や実演を想定）
- (ウ) 登壇者の円滑なトークや意見交換、また聴衆が質疑応答などに参加しやすい展開や雰囲気づくりを促す司会やコーディネーターなどの配置

(エ) セミナー実施前の宣伝及び実施後に取組を広く周知する広報（チラシ、テレビ、SNS等）

(オ) 聴衆へのアンケート実施と分析評価

(カ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツ

エ 想定集客人数

200名以上

オ 参加料

委託者と協議の上、決定する。

### (3) 若手社員と地域資源が生み出す出会い創出ツアー

ア 開催日

令和8年2月までの間、1回以上

イ 会場

県中管内（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう。以下「県中地域」という。）のうち地域資源を活用できるいずれかの場所、または委託者が指定する場所

ウ 内容

県中管内企業を中心とした若手社会人等を対象として、県中地域の豊富な地域資源の魅力を体験することにより、業種を超えた出会いを創出するツアーを実施。主な内容については以下の通り。

(ア) 参加者の利便性を考慮したツアーの造成（例：郡山駅発着のバスツアー）

(イ) 集客が期待できる話題性の高いツアーとするため、委託者と協議の上、県中地域にゆかりのあるゲストを招聘

（特に女性の参加者の応募につながるゲストを選定すること）

(ウ) 県中管内企業等への幅広い周知、広報、募集

(エ) 参加者同士の交流を促すとともに、県中地域の魅力を理解し、地域への愛着や定住につなげるため、「県中地域ならではの」のアクティビティ

（例）①観光地（文化・スポーツ施設、温泉等）を活用した体験

②食文化（発酵文化、地場産品等）の体験

(オ) 参加者間の積極的な出会いを促すコンテンツ

(カ) 参加者間の将来的な企業間連携に繋げる仲間づくりを促すコンテンツ

(キ) 参加者同士が交流しやすい展開や雰囲気づくりを促す司会やコーディネーターなどの配置

(ク) 参加者募集に関する広報（チラシ、テレビ、SNS等）

(ケ) 参加者へのアンケート実施と分析評価

(コ) その他、業務目的の達成に資するコンテンツ

エ 想定集客人数

50名以上

オ 参加料

委託者と協議の上、決定する。

## 6 その他

### (1) イベント等の実施

委託者と随時協議の上、実施すること。実施にあたっては以下の業務を行うこと。

ア イベント等の実施に係る企画・運営（進行台本や実施計画書の作成を含む）

イ 会場設営・撤去（装飾を含む）

ウ 必要に応じて、音響機器・録画録音機器、照明設備・備品設備・資材の設置

エ 各施設、設備の適切な安全管理

### (2) イベント等の窓口業務（5（2）及び（3））

ア イベント等告知や参加者募集に関する Web ページの作成

イ 申し込みフォームの作成

ウ 申し込みに対する問い合わせ対応

エ 申し込みの管理、調整、連絡

オ 申込状況の委託者への報告

### (3) 広報等について

ア 5（2）及び（3）に関するイベント等のチラシ、ポスターの制作を行い、県中管内各市町村や観光施設、公共施設等に掲出してPRすること。また作成したPDFデータは完成次第速やかに提出すること。

イ テレビ、新聞広告や雑誌等のメディア、SNS等を用いて、実施前の周知及び実施後の取組について広く周知を図ること。

ウ その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上実施すること。

### (4) 共通項目

ア イベント等実施にかかる費用（会場費、招聘者やゲスト、司会等の謝金や旅費を含む）の支払いに関すること。

イ イベント等保険に加入すること。

ウ 本業務に係る第三者との各種調整、交渉は、原則として受託者が行うこと。ただし、事前に委託者と十分協議を行い、情報共有を図ること。

## 7 本委託の実施上の留意事項等

### (1) 実施体制・業務主任等

ア 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。

イ 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させること。

ウ 受託者は、主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

(3) 仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

(4) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(5) その他

ア 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

イ 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。

ウ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、県に適宜連絡すること。

## 8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により作成したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

ア 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画の撮影・新聞・メディア等の掲載記事等の収集）し、紙媒体 1 部及びデータで提出すること。

イ その他、委託者が必要と認める資料

(2) 納品場所は委託者の指定する場所とする。

## 9 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。